

水道だより

令和6年春号 (R6.4発行)

No.35

横手市上下水道部経営管理課

横手市四日町3番23号

TEL 0182-35-2251

豪雨災害被災地などで応急給水活動を行いました

令和5年7月、秋田県北部を中心とした大雨災害

複数の地点で24時間降水量が観測史上1位の値を更新する大雨となり、県内の市町村で大きな被害を受けました。

水道の被害は、県内5市町において約1万戸が断水となり、横手市では被害を受けた自治体からの要請を受け、男鹿市、五城目町に給水車を派遣し、市民病院や道の駅などで応急給水活動を行いました。

令和5年10月、秋田市水道施設故障による断水

秋田市の仁井田浄水場で発生した送水ポンプ室内での漏水による一部地域の断水被害の際にも給水車を派遣し、給水所が設置された飯島小学校で応急給水活動を行いました。

令和6年能登半島地震被災地への給水支援

日本水道協会から給水車等による派遣に備えるよう要請があり、準備態勢を整えています。横手市でも大規模な災害や断水が起こった際にはこうした協力体制のもと、迅速な給水活動を行い、皆様へ安心安全な水をお届けします。



令和5年7月、男鹿市への給水支援のため
海上保安庁の巡視船「しもきた」から給水車へ水を補給

令和6年度の検針と請求月をお知らせします

メーターの検針と請求は2か月に1回(隔月)です。(メーター口径50ミリ以上は毎月検針・請求)

口座振替による納付の場合は、検針した水量を2分割して料金を算出し、毎月請求(引落)となります。

令和6年度の検針、請求は次のとおりです。

検針日が1~14日の地区

横手の一部、増田、平鹿、雄物川、大森、十文字、山内、大雄

	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4
検針	検針なし 冬期推定		検針		検針		検針		検針		検針なし 冬期推定		検針なし 冬期推定	
口座振替日	3/27	4/30	5/27	6/27	7/29	8/27	9/27	10/28	11/27	12/27	1/27	2/27	3/27	4/28
納入通知書による納付	3月請求 郵送		5月請求 検針時配布		7月請求 検針時配布		9月請求 検針時配布		11月請求 検針時配布		1月請求 郵送		3月請求 郵送	

検針日が13~28日の地区

横手地域の一部

	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4
検針	検針なし 冬期推定		検針		検針		検針		検針		検針なし 冬期推定		検針なし 冬期推定		検針
口座振替日	3/18	4/17	5/17	6/17	7/17	8/19	9/17	10/17	11/18	12/17	1/17	2/17	3/17	4/17	
納入通知書による納付	3月請求 郵送	5月請求 検針時配布		7月請求 検針時配布		9月請求 検針時配布		11月請求 検針時配布		1月請求 郵送		3月請求 郵送	5月請求 検針時配布		

※残高不足などにより口座振替できなかった場合は、翌月11日に再度口座振替します。

(再度口座振替は4/10、6/11、7/11、9/11、12/11、R7. 2/12に実施し、それ以外の月は再振替がありません)

口座振替の再振替日変更について

令和6年6月から、口座振替日に振替不能となった場合の再振替日について、以下のとおり変更します。

変更前 口座振替不能となった振替日の翌月10日 → **変更後** 口座振替不能となった振替日の翌月11日

なお、再振替日前に所定の営業日数が不足する場合(年末年始や大型連休等がある場合)は、再振替を行いません。また、再振替不能となった場合や、上記の再振替を行わなかった場合には、納付書(督促状)を郵送いたします。

横手市水道事業計画・経営戦略を改定しました

横手市水道事業では、安定的な事業経営を図るため中長期的な水需要予測等に基づいた事業計画と、財源の実現可能性を検証した経営戦略との整合を図るための、事業計画と経営戦略を一体のものとする「横手市水道事業計画・経営戦略」を令和6年3月に改定しました。

なお、改定にあたっては、市議会や横手市上下水道事業経営協議会、市民の皆様からのご意見をいただき策定しております。

改定の背景
2ページ(当該)

水道事業計画について
3ページ

水道事業経営戦略に
ついて4ページ



横手市水道事業計画・経営戦略(改定)について、横手市HP(ページ番号1004755)で公表しておりますのでご覧ください

1.水道事業計画・経営戦略の改定の背景

本市では厚生労働省が公表する「新水道ビジョン」に基づき、平成28年3月に「横手市水道事業ビジョン」を作成し、その中で掲げた横手市水道事業の理想像(図1)を実現するため、「横手市水道事業計画」を平成30年3月に策定しております。また、事業の経営効率化、健全化を推進し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るため「横手市水道事業経営戦略」を平成31年3月に改定しております。



しかし、近年の新型コロナウイルス感染症の影響や電気料金、原材料費の高騰などの社会情勢の変化に加え、見込み以上の人口減少による給水収益の低下など、事業環境に著しい変化が生じ、事業計画、経営戦略ともに実情との乖離が大きくなり、見直しをせざるを得ない状況となっております。

計画改定にあたっては二つの計画を一体のものとし、この先も安定的にサービスを継続させるための「計画的な施設の更新や整備」と「経営基盤の強化・財政マネジメント向上」の両立を前提としました。

2.計画期間

計画期間は、水道施設設計指針において10~20年程度が事業計画期間の標準とされていることや、前事業計画の計画期間が15年となっていることを踏まえ、以下のとおり設定しました。

計画期間：令和6(2024)~令和20(2038)年度

※5年ごとの見直しを実施します。

3.計画見直しにおける検討事項

改定の背景を踏まえ、以下の事項を念頭に計画見直しの検討を行いました。

- ①施設の老朽化が進行している施設を優先的に更新する
- ②統廃合を考慮した上で効率的な水運用を行うことができるようにする
- ③安定給水に資するため計画期間内に耐用年数を迎える老朽管について必要な更新を行なうものとする
- ④計画期間を通じて、繰越欠損金(赤字決算)を生じないようにする

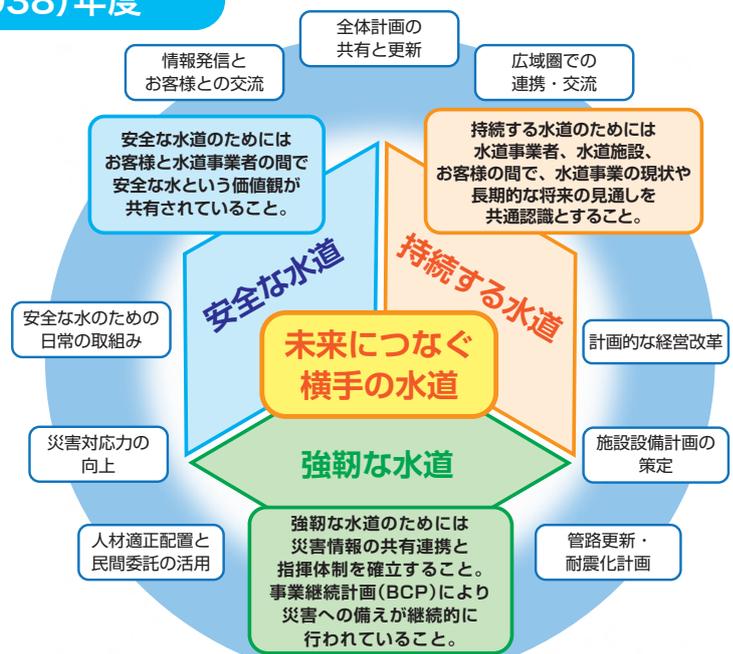


図1：横手市水道事業の理想像

水道事業計画について

1. 水道事業計画とは

水道事業計画は、水道事業ビジョンで掲げる理想像を実現するため、その施策を実現し、安全な水道水を安定して市民の皆様様に供給するため、計画的な施設の統廃合や耐震管路への更新を行うとともに、安定した経営の実現を目指すための事業計画です。

2. 事業環境と課題

(1) 給水人口と水量の推移

水需要予測は、横手市人口ビジョンを基に給水人口を推計した結果、これまでと同様に減少傾向で推移すると推定されます。

また、一日平均給水量の実績は緩やかな減少傾向で推移しています。今後も毎年度、前年度比約1%の給水人口の減少見込みに伴って一日平均給水量も減少する見込みです。

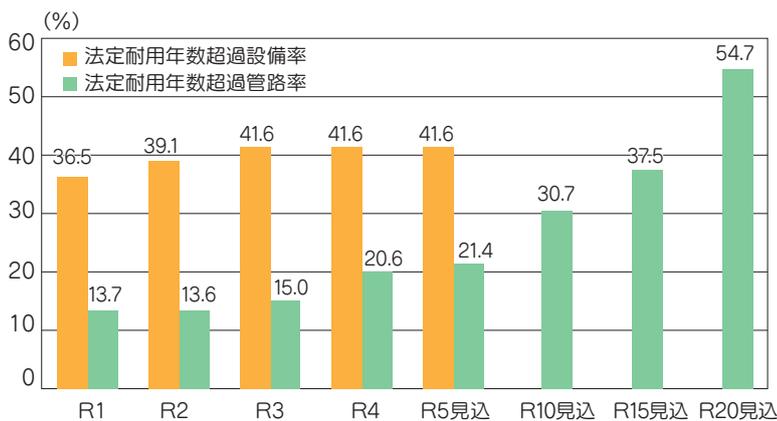


図2 法定耐用年数を超過した施設の割合

(2) 水道施設の現状

施設数が多く、かつ、その多くが小規模で給水区域内に点在しており、維持管理費用や職員にかかる負担が大きくなっています。

図2に示す法定耐用年数を超過した施設の割合は増加傾向にあり、老朽化施設の更新が追い付いていない状況です。

3. 施設整備方針

平成29年度作成の事業計画を基本に、原材料費の高騰や検討条件の変更を加え、施設の老朽化が進行している施設を優先的に更新するものとし、統廃合を考慮した上で効率的な水運用を行うことができるように検討し、事業計画に反映しております。

事業計画実施内容

(単位：千円)

No.	事業種別	事業名	事業費	実施時期
1	新設・拡張事業	未普及地域解消事業(増田熊淵ほか)	624,600	R11~R16
2		未普及地域解消事業(平鹿沖田地区)	304,000	R15~R20
3		未普及地域解消事業(雄物川桑ノ木地区)	218,856	R3~R7
4		未普及地域解消事業(雄物川沼田地区)	290,268	R7~R11
5		水道水源開発等施設整備事業(成瀬ダム)	183,000	H14~R8
6	施設統廃合	平鹿東部地区統合事業	10,000	R18以降
7		増田浄水場更新事業(増田・十文字・平鹿)	57,000	R19以降
8		雄物川浄水場建設事業	4,285,435	R4~R8
9		水道施設共同化事業(西和賀町・山内黒沢)	66,304	R4~R6
10	改良・更新事業	愛宕山配水池更新事業	1,972,374	R6~R14
11		配水管網ブロック化事業(委託と検討)	8,467	R9~R10
12		山内三又地区送水施設整備事業		時期未定
13		耐塩索性病原微生物対策事業		時期未定
14		計装設備更新事業	300,000	R6~R20
15		管路更新事業	3,248,000	R6~R20
16		旧簡易水道管路更新事業	7,774,000	R6~R20
17		大沢第二浄水場膜ろ過交換事業	231,000	R11~R13
計			19,573,304	

水道事業経営戦略について

1. 水道事業経営戦略とは

おおむね10年間を見通した水道事業の経営を展望し、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画です。

施設・設備投資の見通しである「投資試算」等の支出と、財源の見通しである「財源試算」を均衡させた「投資・財政計画」(収支計画)を明らかにするものであり、この「投資・財政計画」に沿って経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことが求められています。

2. 横手市水道事業経営の状況

経営分析に用いられる指標のうち、経常収支比率(図3)は、100%以上であることが望ましく、現状100%を上回っているものの類似団体平均値と比較して低い水準にあります。今後も給水収益の減少が続けば、経常収支比率が100%を下回り、経営改善に向けた取組が必要となります。

料金回収率^{*}(図4)は、100%を下回っており、水道料金のみでは事業経費を賅えておらず、類似団体平均値と比較しても低い水準です。今後も給水収益の減少が続く想定であることを考慮すると、投資計画及び財政計画の見直しとともに料金改定が必要となります。

^{*}料金回収率については、6ページの記事もあわせてご覧ください。

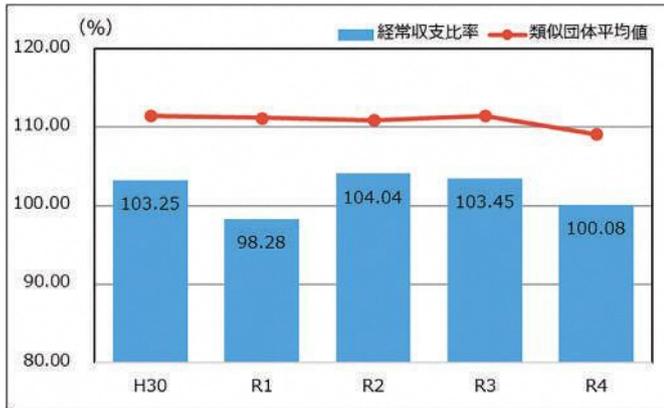


図3 経常収支比率

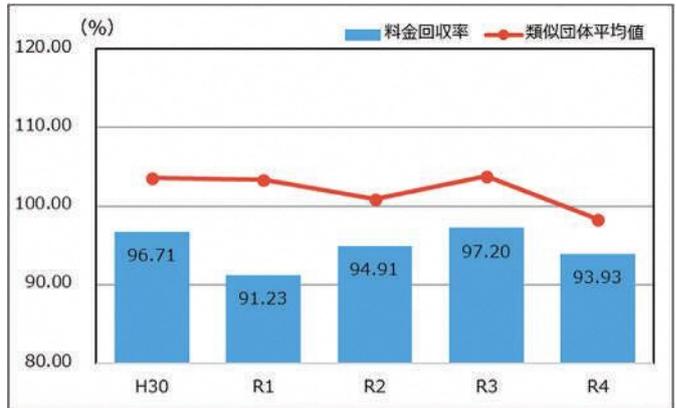


図4 料金回収率

3. 経営方針

- (1) 全体計画の共有と更新
- (2) 広域圏での連携
- (3) 施設整備計画の策定
- (4) 管路更新耐震化計画の推進
- (5) 計画的な経営改革
- (6) 人材適正配置と民間委託の活用
- (7) 災害対応力の向上
- (8) 安全な水のための日常の取組み
- (9) 情報発信と市民との交流

4. 令和8年度に平均29%引き上げる料金改定が必要となります

料金の水準は、前経営戦略においては令和8年度に9.86%の改定を行う試算としておりました。

しかし、事業計画及び給水量予測に基づき、計画期間内全体にわたり損失を生じさせないことを前提とした場合、令和8年度に平均29%引き上げる料金改定が必要となる試算となりました。

なお、実際の料金改定の時期等については、利用者の急激な負担増加を防ぐため、激変緩和期間を設けることが合理的と判断しております。

実際の料金見直しの検討にあたっては、最新の決算状況の把握と料金算定期間における適切な投資とその財源を見込んだ上で、予定年度における料金改定の要否を判断します。

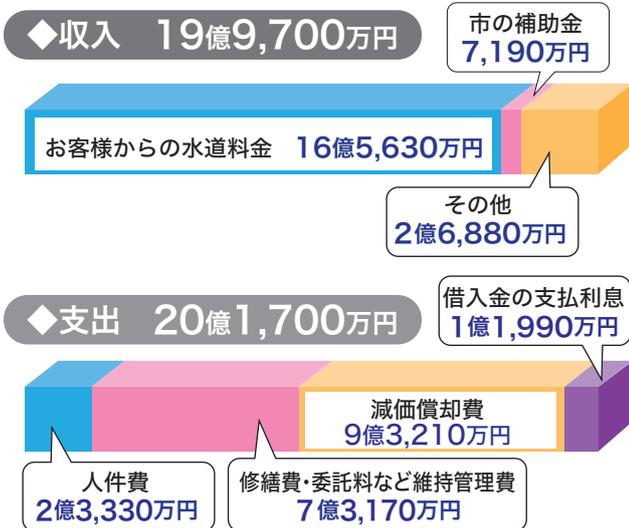
また、料金改定の詳細については、横手市上下水道事業経営協議会(有識者と地域代表者で構成)、市議会のご意見をいただいた上で決定します。市民の皆様におかれましてもご理解ご協力をお願いします。

令和6年度 当初予算の概要

◆ 水道事業

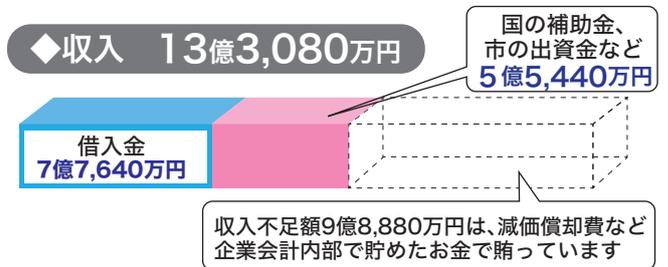
1. 水道水をつくり届けるための予算(収益的収支)

水道水をつくり届けるための経営にかかる収入と支出の予算です。収入では水道料金が主なもので、支出では人件費、水道管等の維持管理にかかる費用や減価償却費、施設整備の際に借りたお金の支払利息などとなっています。



2. 水道施設をつくるための予算(資本的収支)

古くなった水道管や浄水場などの機械設備を更新・改良したり、それに伴って借りたお金を返済するための予算です。収支差引で不足している分は、企業会計内部で貯めているお金で賄っています。



3. 主な工事予定箇所

新しく水道施設を建設する工事：雄物川地域（雄物川浄水場）
新しく水道管を設置する工事：雄物川地域（桑ノ木）
水道管を更新・改良する工事：横手地域（柳田、根岸町、城野岡ほか）、平鹿地域（下吉田）、大森地域（久保）
山内地域（黒沢ほか）、大雄地域（三村東ほか）

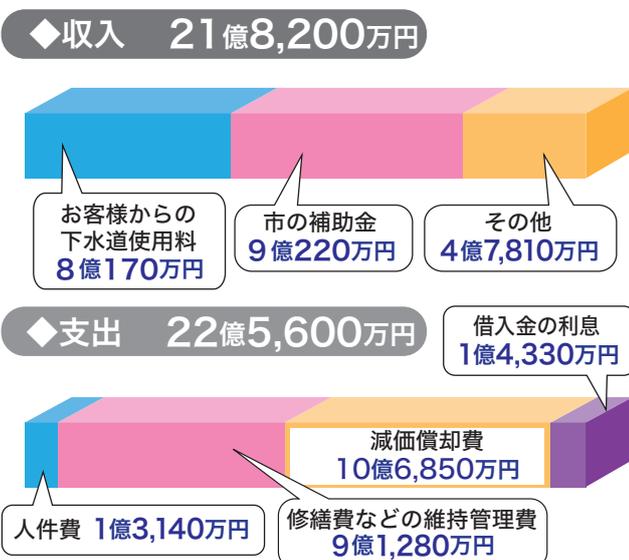
※工事の際はご迷惑をおかけしますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

◆ 下水道事業

1. 汚水をきれいにするための予算(収益的収支)

汚水をきれいにするための経営にかかる収入と支出の予算です。

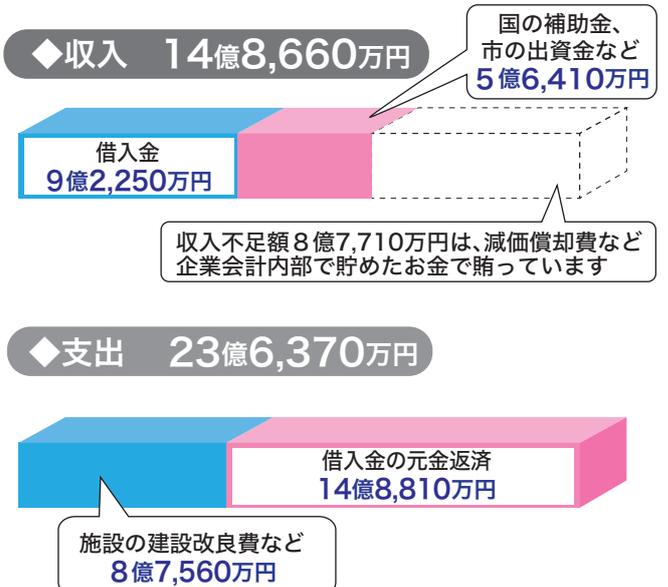
下水道は、使用料のみで支出を賄うことが困難であるため、市（一般会計）から多額の補助金をもらって経営しています。



2. 下水道施設をつくるための予算(資本的収支)

下水道施設の整備を進めるための事業費や、それに伴って借りたお金を返済するための予算です。

収支差引で不足している分は、企業会計内部で貯めているお金で賄っています。



3. 主な工事予定箇所

新しく下水道管を設置する工事：横手地域（伏山、六ノ口、三本柳）、増田地域（関ノ口）
マンホールポンプを交換する工事：横手地域、平鹿地域、十文字地域、山内地域、大雄地域
集落排水施設を強靱化する工事：大森地域

※工事の際はご迷惑をおかけしますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

水道料金の「料金回収率」

4 ページ「経営戦略」の記事にある「料金回収率」に注目！

水道料金収入(供給単価)で、給水費用(給水原価)をどれだけ回収できているかを示す指標を、料金回収率と言います。100パーセントを下回る場合は、水道料金収入のみではすべての費用を賄えていないことを示します。

横手市の令和4年度の料金回収率は、93.9パーセントで、同規模の事業体の平均値と比較しても低い数値となっています。

令和4年度の料金回収率

供給単価(212円21銭)÷給水原価(225円93銭) = 料金回収率93.9%

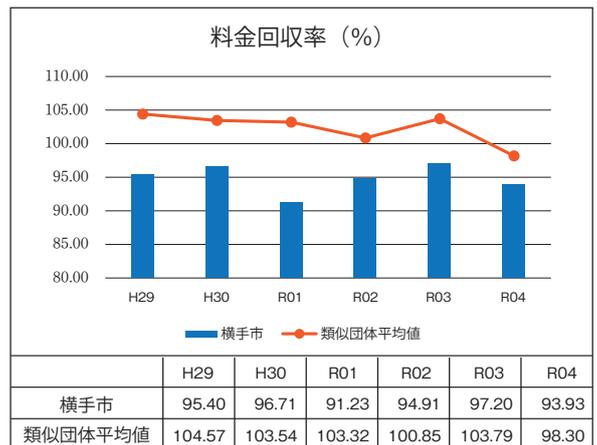
適切な水道料金の設定

水道料金は、水道法において「能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること」とされています。また、水道事業は、地方公営企業であり独立採算制の原則に基づき、かつ、中長期の更新需要と財政収支の見通しの把握に基づいた適切な料金改定により、引上げの抑制・世代間平準化を図る必要があります。

詳しくは、横手市HP

「わかりやすい水道事業の経営」

(ページ番号1010313)をご覧ください。



クロスコネクションは禁止されています！

「水道管」と「井戸水などの水道以外の管」をつないではいけません

右の図-1、図-2のように水道と井戸水の管や蛇口をつなぐ行為は禁止されています。

◆なぜ禁止されているの？

汚染されている井戸水が水道本管に逆流した場合、近隣の家庭の水道など広範囲に健康被害を及ぼすことになります。

◆つないでしまったら？

- ・条例に基づき給水を停止します。また、ペナルティを科す場合があります。
- ・市指定給水装置工事業者に連絡し、速やかに管を切り離してください。

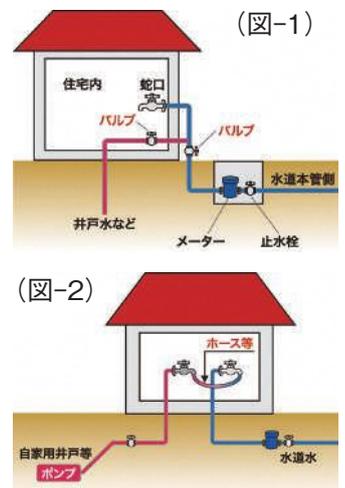
※大量に水道水が井戸に流入すると、思いもよらない多額の水道料金が請求される場合があります。クロスコネクションが原因で多額となった水道料金を減額することはできません。

■お問い合わせ先 水道課 TEL 0182-35-2252

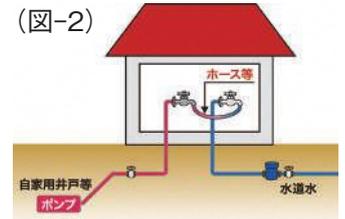
市ホームページ
クロスコネクションは禁止されています▼



(図-1)



(図-2)



「すいすいeねっと」をご活用ください



「すいすいeねっと」は、毎月の上下水道料金や使用水量をインターネットで確認できるサービスです。

- 請求金額や検針時の使用水量などの情報を、前年まで遡ってご確認いただけます。
- スマートフォンなどでいつでもご確認いただけます。
- グラフと一覧表で見やすく表示されます。
- 前年との比較や漏水が疑われる場合の判断にもお役立ていただけます。

■「すいすいeねっと」のご登録方法や、ご利用のイメージ画面は横手市HP(ページ番号1006188)に掲載しておりますのでご覧ください。

※ご登録には検針票に記載されている「お客様番号」が必要となります。

市ホームページ
すいすいeねっと
ご登録方法等
ご説明ページ▶



水道お客様センター
すいすいeねっと
登録ページ▶



「水洗化のお願い」

水洗化で快適な生活を!!

■下水道へ接続するには？

排水設備指定工事店に工事を依頼してください。

市ホームページ
排水設備工事店
の一覧(PDF)▶



■融資あっせん制度

水洗化工事資金を借り入れた際の利子分を市が負担する制度です。工事着手前にご相談ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ
融資あっせん制度
のページ▶



■下水道管が通っていない区域では？

浄化槽を新たに設置する方は、市から補助金が受けられます。

◆補助対象区域：下水道事業区域と集落排水事業区域を除いた区域

◆交付条件：主に居住を目的とする住宅などに浄化槽を設置する方で、令和7年3月10日まで設置工事が終わり、実績報告書を提出できる方(設置後、年度内に使用を開始することが義務となります)

◆補助限度額		
人槽	補助金額	市上乗せ
5人槽	390,000円	100,000円
7人槽	474,000円	
10人槽	660,000円	

令和5年度から、補助金額と補助対象が拡充されています。

また、単独浄化槽もしくは汲取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、以下の費用についても補助金が受けられるようになりました。

補助金を受けられる費用の内容	補助金額(限度額)
単独浄化槽の撤去に要する費用	120,000円※1
汲取り便槽の撤去に要する費用	90,000円※1
宅内配管工事に要する費用	300,000円※1

※1 補助額は実際の経費と比較して少ない方の額となります。

■お問い合わせ先 下水道課 TEL 0182-35-2253

市ホームページ
浄化槽の設置に対する
補助金のページ▶



「令和5年度水道事業アンケート」で寄せられたご意見について

令和5年8月に1,000名の方を対象に実施した水道事業アンケートにおいて、多くの関心が寄せられていたトピックスについてお知らせします。

いつ何時おこるか分からない災害に備え、いろいろな取り組みをしています

- ・横手市管工事協会との協定の締結(災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定)
- ・加圧式給水車により、防災拠点や医療救護活動の拠点となる病院への給水活動
- ・横手市ホームページ・Facebook・横手かまくらFM等での情報発信や現地での広報車による広報活動
- ・災害規模や断水地区の範囲に応じて給水拠点を設置し、給水タンクによる応急給水活動
- ・管理委託業者との連携による施設の復旧体制 などなど



加圧式給水車



災害や断水に備え保管している給水タンク

水道水の水質や水源について

横手市には浄水施設が22箇所あり、ダム水、河川の表流水・伏流水、地下水などの原水の水質に応じた浄水処理を行い、水道水を供給しています。水道水の水質は、水道法で義務付けられている水質検査を毎月1回行っている他、市内各所の末端付近のじゃ口で色や濁り、消毒効果の検査を毎日行うことで、水質基準に適合している安心・安全な水であることを確認しています。

詳しい水質検査の計画と結果については横手市HP(ページ番号1004585)でお知らせしていますので、ぜひ一度ご覧ください。

市ホームページ
水質検査の
計画と結果▶



最近よく聞く有機フッ素化合物の検査もしているの？

市内の水道水や浄水処理を行う前の水を採水し、水質検査を実施しています。横手市ではこれまでに暫定目標値を超過したことはなく、安心・安全な水を提供しています。

- ◆有機フッ素化合物とは…消火剤や撥水剤、コーティング剤など多くの製品に使われています。自然界では分解されにくく、生体内に蓄積されやすいと考えられています。
- ◆暫定目標値…水道水においては、有機フッ素化合物の一種であるPFOSおよびPFOAが国の水質管理目標設定項目に追加されました ⇒ 「PFOS + PFOA の暫定目標値 = 50ng/L以下」
この目標値は、PFOSおよびPFOAを含んだ水道水を1日2L生涯にわたって摂取したとしても健康に害がないとされる数値です。

水道・下水道(集落排水含む)のメーター交換を実施します

- 計量法に基づく水道メーターの有効期間は8年です。有効期間満了前の交換が義務付けられています。
- 今年度交換の対象となるお客様に、検針票への記載でお知らせいたします。
- 交換作業は令和6年4月から行います。順次訪問し交換作業を行いますので、委託を受けた工事店がお客様宅へ伺った際には、ご協力をお願いします。
- 作業時は原則立会いは不要ですが、ご不在の場合でも作業をさせていただくことがあります。

水道料金等のお知らせ 裏面にも请下载

設置場所 **みほん**

お客様番号	検針日	水料金
口番	メーター番号	明細項目
今回指針		㎡
前回指針		㎡
推定使用量累計(-)		㎡
取替までの水量(+)		㎡
区分	水道	下水道
今回使用水量	㎡	㎡
前回使用水量	㎡	㎡
前年同月使用水量	㎡	㎡
使用水量	㎡	㎡
使用料金	円	円
計	円	円
使用水量	㎡	㎡
使用料金	円	円
計	円	円
合計金額	円	円
うち消費税(別添)	円	円

メーター交換のお知らせ
検満メーター交換の対象となっております。交換に訪問した際は、ご協力をお願いします。交換時期：水道4～9月・下水道6～10月 担当指定工事店：●●水道工業(株)

※このお知らせでは、料金のお支払は出来ません。
口座振替のお客様へ 口座振替済のお知らせ

振替日	水道料金	下水道料金
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円

（振替手続のあった方へ）振込金額は振替処理前の金額です。

お問い合わせは横手市水道お客様センター TEL 32-2758

交換前

《工事指定店》

- 委託を受けた指定工事店が交換します。（作業員は必ず横手市の腕章をつけています。）

《交換しやすいようご協力をお願いします》

- メーターボックスや止水栓の上に物が載っていたり、土やコンクリートで埋まっている場合は、作業の支障とならないよう、ご配慮願います。

交換

《費用》

- 費用はかかりません。
- ただし、メーター交換以外の工事や修繕はお客様の負担となります。

《断水》

- 交換作業中は断水となります。
- 経年劣化等による破損
○経年劣化により、止水機器の操作不能でメーター交換ができない場合や、止水機器の操作時や操作後に破損する場合があります。この場合の修繕についても、お客様のご負担となります。

交換後

《濁り水等の可能性》

- 交換後、濁り水、空気等が出ることがあります。給湯器、トイレ、洗濯機、精密機器等をご利用になる前に、これ以外の宅内のじゃ口からしばらく水を流し、異常がないことを確認してください。

宅地内の給水装置(給水管・機器類)は、お客様の財産です。このため、お客様の責任で維持・管理をする事になりますので、ご理解をお願いいたします。

■お問い合わせ先 水道お客様センター TEL 0182-32-2758

漏水していませんか？

- 漏水は全ての料金が減額・免除の対象になるものではありません！
- 宅内設備の維持管理が原因の漏水は所有者責任です！

【漏水減免の対象外となる参考事例】

- ・じゃ口、トイレなど漏水が容易に見え得る箇所の漏水
- ・漏水修理報告書が修理後6か月を超えて提出された場合
- ・横手市指定給水装置工事業者以外の者が給水装置を修理した場合や、不正工事が原因の漏水、など

漏水の疑いの確認方法・修理手配

じゃ口を全部閉め、メーターボックス内の水道メーターのパイロット(銀色の円形状のもの)を観察します。パイロットが回転している場合は、漏水の疑いがあります。速やかに横手市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。



急に水が出なくなった時は…

「道路から水が噴き出している」「普段水が流れない場所で水が流れている」こんなときは道路に埋設されている水道管から漏水している疑いがあります。

漏水かな？と思ったら、水道課へ情報提供をお願いします。

■お問い合わせ先 水道課
平日8:30~17:15 TEL 0182-35-2252
夜間・土日祝日 TEL 0182-35-2111(代表)

水道料金等のお納めは「口座振替」が便利です

- 水道料金等のお納めは、納め忘れがない口座振替をご利用ください。

市ホームページ
上下水道料金のお支払い方法のご案内▶



- 納付書でお納めの場合は、納付書裏面記載の金融機関、コンビニのほかスマートフォン電子決済アプリを利用してお納めいただけます。

利用できるスマートフォン電子決済アプリ

LINE Pay、PayPay、au PAY、d払い

アプリご利用にあたっての注意点、上限額等は、市ホームページをご覧ください。

- お問い合わせ先 経営管理課 TEL 0182-35-2251

水道をしばらく使用していない方は中止の連絡を

引越しの際のご連絡もお忘れのないようご注意ください。手続きしないまま漏水すると料金が高額になる場合があります。使用者や所有者が変更になった場合もご連絡ください。

水道使用開始、中止、料金のお問い合わせは…

- 横手市水道お客様センター TEL 0182-32-2758
平日 8:30~17:30 (水曜日は19時まで)
土日 8:30~13:30 ※祝日、振替休日、12/29~1/3は休業
※時間外は留守番電話で対応